

# 年金の受給資格期間が10年になります

年金(老齢給付)を受け取るために必要な期間(受給資格期間)が今年8月1日より25年から10年に短縮されます。これによって新たに年金が受け取れるようになる方には同年9月分の年金から支給し、初回の支払いは同年10月となります。

## 年金請求書をお送りします

今年8月1日の時点ですでに年金の加入期間が10年以上あり受給開始年齢を超えている方には、同年2月末から7月までの間に日本年金機構から順次、年金請求書をお送りします。年金請求書がお手元に届きましたら、必要な書類を揃えて、お近くの年金事務所などへご相談ください。その際、ねんきんダイヤル(0570-105111)へお電話いただき、年金事務所への訪問日を予約されると、待ち時間なく応対させていただきますので、ご利用ください。

なお、ご本人が窓口にお越しにならないときは、委任状を書いていたければ、代理の方がお手続きを行うことができます。

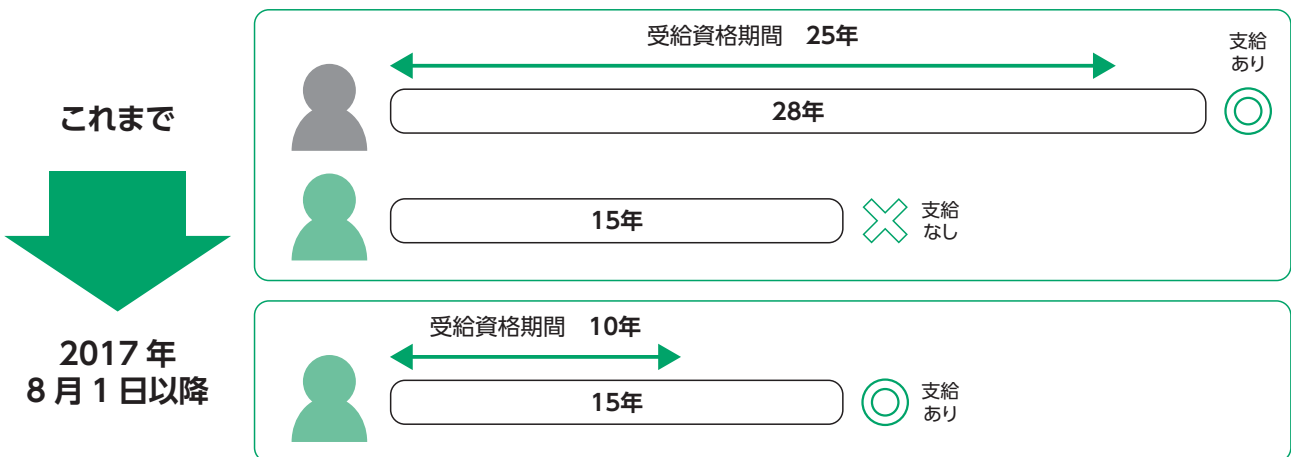
厚生労働省では専用ページを開設し、受給資格期間短縮の概要やQ&Aなどを公表していますので、詳細は下記をご覧ください。

こちらのQRコードからも入れます。



(専用ページ URL)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000143356.html>



年金請求書の送付スケジュール ※ 男性は昭和30年8月1日までに生まれた方が送付対象となります。

対象となる方	送付時期
①大正15年4月2日生まれの方から昭和17年4月1日生まれの方まで	平成29年2月下旬から3月下旬
②昭和17年4月2日生まれの方から昭和23年4月1日生まれの方まで	平成29年3月下旬から4月下旬
③昭和23年4月2日生まれの方から昭和26年7月1日生まれの方まで	平成29年4月下旬から5月下旬
④昭和26年7月2日生まれの方から昭和30年10月1日生まれの方まで	平成29年5月下旬から6月下旬
⑤昭和30年10月2日生まれの方から昭和32年8月1日生まれの方まで	平成29年6月下旬から7月上旬
⑥大正15年4月1日以前に生まれた方	
⑦共済組合等に加入した期間がある方(生年月日は関係ありません)	

・お引越しをされたときなどは、年金請求書がお手元に届かない場合があります。お早めに住所変更手続きをお願いします。

・この機会に、任意加入制度(最長70歳まで)や5年後納制度(平成30年9月までの時限措置)をぜひご利用ください。

・**ご注意ください**

日本年金機構から直接お電話をおかけして、口座番号を聞いたり、年金請求書の手数料の振り込みを依頼したりすることはありません。不審な電話にご注意ください。